

○飯塚市協働のまちづくり応援補助金審査会設置要綱

令和2年4月3日

飯塚市告示第119号

改正 R5-166

(設置)

第1条 飯塚市協働のまちづくり応援補助金(以下「補助金」という。)の申請内容に関して審査するため、飯塚市協働のまちづくり応援補助金審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の申請内容の審査に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、調整が必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市民協働部長の職にある者を、副委員長は、市民活動支援課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、総合政策課長、財政課長その他委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(R5-166 一改)

(会議)

第4条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、審査会の内容に応じ、出席する委員を指名する。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は資料の提出を求めることができる。

(審査基準等)

第5条 審査会の審査は、別表に定める審査基準に基づき、委員が採点することによって行う。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、市民協働部市民活動支援課において処理する。

(R5-166 一改)

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (令和5年5月17日 告示第166号)

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第5条関係)

審査基準

No	審査項目	審査内容
1	社会貢献性	当該地域からのニーズや公益性が高い事業か
2	独創性	創意工夫のある取り組みであるか
3	実現性	実施体制が整っており無理のない事業構成か
4	継続性・発展性	・ 今後様々な事業に広がる可能性があるか ・ 事業を発展させようとする意欲や工夫があるか
5	経費の適正性	事業の規模や内容に見合った予算規模か

備考 各審査項目は10点満点とする。